

令和7年監査委員公表第3号

地方自治法第199条第4項に基づき令和7年度定例監査を実施し、その結果について同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和7年11月26日

扶桑町監査委員 間 宮 勝 則

扶桑町監査委員 和 田 佳 活

令和7年度定例監査報告書

1. 監査の種類

地方自治法第199条（昭和22年法律第67号）第4項に基づく監査

2. 監査の方針

令和7年度においては、町の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、その他一般行政事務の組織及び運営管理が能率的に行われているか、財産管理が適正にされているかを主眼として監査を実施しました。

3. 監査期間及び対象

監査日時	監査対象課等
11月6日（木）13:00～	【教育部】 生涯学習課（公民館・図書館・文化会館・体育館） 学校教育課（調理場含）・子ども課（保育園含）
11月7日（金）9:30～	【生活安全部】 税務課・環境課・防災安全課・地域協働課
11月12日（水）9:30～	【健康福祉部】 戸籍保険課・長寿介護課・健康推進課・ 福祉課（つくし学園含）
11月13日（木）9:30～	議会事務局・会計課 【総務部】 秘書企画課・行政課・財政管財課 監査委員事務局
11月14日（金）9:30～	【産業建設部】 土木農政課・都市政策課・下水道課

4. 監査の方法

監査対象課に財務に関する事務執行を関係法令に基づき、適正に執行されているかについて、監査対象課等から提出された関係書類を抽出により照合するとともに、関係職員の出席を求め説明を聴取するなどの方法により審査しました。

5. 監査の結果

監査対象課等に係る出納及びその他の事務の執行については、概ね適正と認められました。しかしながら、一部に不適切と認められる事務処理が見受けられましたので、今後の事務執行に当たっては、下記事項に留意のうえ、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨をご報告願います。

6. 指摘事項等

(1) 不適切事項

(一) 会計年度任用職員に係る手当等の誤りについて

会計年度任用職員の期末手当と勤勉手当に過払い支給があった。また、選挙関係の会計年度任用職員の報酬及び時間外手当について、期日までに支給がされていなかった。今後、同様の誤りが再発しないよう、関係職員は事務処理を適正に行われたい。

(秘書企画課)

(二) 職員の時間外勤務手当等の支給誤りについて

財政管財課では、時間外勤務命令簿の記録が2時間不足しており、支給額が不足していた事案が確認された。

また、地域協働課では、休憩1時間分が時間外勤務手当として誤って支給されていた。

管理職による確認が十分でなかったことが要因と考えられるため、今後は確認体制を強化されたい。

(財政管財課、地域協働課)

(三) 職員の休憩取得の不適切な運用について

防災安全課及び行政課において、職員が休憩を取得していない事例が確認された。管理職は「扶桑町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第6条第1項」に規定する休憩時間が適切に取得できるように管理されたい。

(行政課、防災安全課)

(四) 入札参加資格者名簿にない事業者への見積徴収依頼について

予定価格40万円以上の派遣委託業務契約において、見積徴収依頼を行った事業者が入札参加資格者名簿又は小規模事業者登録名簿に登録されていなかった。「扶桑町契約規則第28条第2項」に適合する事業者に見積徴収依頼を行うよう、適切に取り扱われたい。

(税務課、会計課、長寿介護課)

(五) 業務発注方法の不適切性について

つくし学園敷地内の樹木薬剤注入作業について、同一業者へ5月2日及び5月29日の2回に分けて発注していたが、業者提出の作業記録写真では一度に作業が行われたことが確認された。

また、緑ヶ丘児童遊園の樹木の刈込等作業については、予定価格10万円以下の金額の発注伺いで9月中に同一業者へ2回に分けて発注されていた。これらは発注方法として適切とはいえず、改善されたい。

(福祉課、子ども課)

(六) 現金出納簿外現金の存在について

公民館事務所内の金庫から、現金出納簿に記載のない現金 3,325 円が確認された。聞き取り調査の結果、当該現金は約 8 年前の扶桑町文化財保護審議会委員懇親会の残金であることが判明した。

しかし、現金出納簿外現金が公金と同一場所に保管されていたことは会計事務の適正性を欠く重大な問題である。公金管理の徹底を図るとともに、再発防止策を速やかに講じられたい。

(生涯学習課 公民館)

(2) 要改善事項

(一) 時間外勤務命令簿の運用不備について

「扶桑町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 8 条」に関する時間外勤務命令簿が適切な運用及び管理として徹底されていなかった。適切な承認・記録が行われるよう整備されたい。

(秘書企画課)

(二) タクシー料金助成制度に係る事務処理について

タクシー料金助成制度について、80 歳以上の未申請者へ毎年「申請書及び切手貼付済み返信用封筒」を送付していたが、約 8 割が申請に至らず、返信用封筒も使用されていなかった。

返信用封筒を要しない申請方法等を踏まえ、より合理的な手続きとなるよう改善を検討されたい。

(長寿介護課)

(三) 事業ごとの検証体制の未整備について

各事業について実施内容や成果の検証ができる体制が整備されておらず、事業報告が作成されていない状況であった。このため、事業実施後の振り返りや改善に十分活用されていない。今後は事業ごとに報告書を作成し、内容の整理・確認を行い、次回以降の事業に反映できる仕組みを整備されたい。

(生涯学習課 文化会館)

7. 監査意見

今回実施した定例監査については、地方自治法その他関係法令の規定に基づき監査した結果、概ね適正に処理されているものと認められた。今回の監査における指摘事項等を踏まえ、今後は、より一層事務の適正な執行とチェック体制の強化に努められたい。